



もしも突然の集中豪雨に襲われたら・・・もしも大きな地震が起きたら・・・あなたや家族は大丈夫ですか。発生時間が夜中や通勤中だった場合はどう行動しますか。被害を減らすためには、災害を正しく理解し、備えることが大切です。

「通電火災」を防ぐポイント

地震時の火災で注意したいのが「通電火災」です。これは大規模地震などに伴う停電が復旧する際に起こる火災です。倒れた電気器具に通電して周囲のものに火がついたり、ガスが漏れている場所で電気器具に通電して発火したりします。

「通電火災」を防止するために次のことを心掛けましょう。

- Point!** 大きな揺れの後は、念のため使用中の電気機器類のスイッチを切りましょう
- Point!** 避難するときは、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めましょう
- Point!** 地震後に機器を再利用する際には、ガス漏れや配線機器の損傷の有無などの安全確認をしましょう

問い合わせ 市防災安全課 ☎43・8107



このコーナーでは悪質商法や商品事故など実際に起きている、消費生活における問題事例を紹介しています。消費者被害は決して他人事ではありません。迷ったり、困ったりしたら、一人で悩まず、ぜひ相談してください。

相談事例 コロナ禍で家族葬が高額に!

夫が亡くなり葬儀を行うことになりましたが、出席者は家族のみで10人。葬儀社から、新型コロナ対策のため、三密を避けて、中ホールを使うと言われました。家族葬の部屋よりかなり高額になります。

アドバイス 見積書の内容をよく検討して!

普段でも葬儀では費用に関するトラブルが多く見られます。コロナ禍の感染対策などで、通常ではかからない費用がさらに追加される場合があります。

葬儀社との打ち合わせは喪主だけではなく、親族などと複数人で行い、申し込む前に見積書で納得できる内容や費用なのかをよく確認しましょう。出席者が少人数でも、コロナ禍では三密にならないことや、衛生管理などは重要です。葬儀社の感染対策とともに、自分自身でできる対策も万全にしましょう。

問い合わせ 市消費生活相談窓口 ☎43・8106 (毎週月曜・水曜・金曜日の午前9時～午後4時)
※県消費生活センター ☎092・632・0999でも、随時相談を受け付けています



▲SDGs 17の目標のロゴマーク

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに達成すべき世界共通の目標のことです。「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、17の目標を掲げています。

市は、2019年7月にSDGsを進める都市のモデルとして、内閣府からSDGs未来都市に選ばれました。SDGs未来都市として、17の目標を経済・社会・環境の3側面から捉え、新しい価値創出を市の未来のために見出す取り組みを行っています。

最近、SDGsに対する姿勢や取り組みを「SDGs宣言」として発信している団体が全国で増えています。SDGs宣言とは、事業所や団体がSDGsに取り組みすることを公表することで、宣言することに基準はないので「SDGsに取り組みよう」と思えば、自ら宣言すればよいものであり、その公表方法、取り組み方は自由です。

SDGs未来都市である福津市では「SDGsに取り組んでいる」「これから積極的に取り組もう」ということでSDGs宣言をする事業所や団体、学校に対し、宣言書を渡します。また、市公式ホームページや広報紙に掲載する予定です。

皆さんのSDGsの取り組みの広報にご活用いただき、SDGs推進の支援になればと考えています。ぜひご検討をお願いします。

※SDGsについて知りたいという方には、まちづくり講座(出前編)「SDGsとまちづくり」にて説明しますので、気軽にご相談ください。

対象 市内の事業所や、市内で活動している団体・学校

受付方法 応募要件や提出書類、受付期間など、詳しくは市公式ホームページをご覧ください

問い合わせ 市まちづくり推進室 ☎43・8121



このコーナーでは、持続可能で、誰もが幸せなまちづくりの実現に役立つ情報を掲載しています。



市内の事業所・団体・学校の皆さん「SDGs宣言」しませんか



▲市内で不法投棄されていたごみ

止をお願いすることがあります。

野外焼却による影響をご理解いただき、自然環境、近隣住民の生活環境の保全にご協力をお願いします。

不法投棄は犯罪です

不法投棄とは、ごみを適正に処理せず、違法に捨てる行為のことです。不法投棄は法律によって、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金と、非常に重い罰が課せられます。菓子の袋や空き缶など、少量のごみもポイ捨ても不法投棄になります。

市内でも、空き缶やマス

ク、冷蔵庫やテレビなど、さまざまなごみが道路や海岸、山間部に捨てられていることがあります。

市ではシルバー人材センターに市内の巡回および清掃、一部自治会に不法投棄の監視パトロールを委託しています。また、不法投棄の多い場所には看板の設置も行っています。

不法投棄されたごみは、市民や自治会、郷づくりおよび多くのボランティアの協力によって片付けられています。一人一人がマナーを守り、ごみを決まった場所にきちんと捨てることで、住みよいまちにしていきましょう。

また、市うみがめ課窓口では、市内公共エリアの清掃活動の際に使用できるごみ袋として、ボランティア袋を配布しています。ご利用の際は、市うみがめ課窓口までお越しください。

不法投棄は犯罪です。不法投棄を目撃したときは、直接注意することはせず、うみがめ課や警察に連絡してください。

環境 掲示板

ごみの野外焼却は禁止されています

ごみを野外焼却(以下、野焼き)すると、悪臭や煙、ダイオキシン類や有害物質が発生し、広範囲に悪影響が及びます。例えば、煙や臭いによって気分が悪くなるなどの症状が出たり、洗濯物に臭いがついたりなどのさまざまな問題を引き起こします。

このため野焼きは一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反した場合は処罰されることがあります。

今年度も「近所の人が何か燃やして困っている」という相談が多数あります。ごみの野焼きは絶対にやめましょう。

農業、林業または漁業を営むために必要な刈り草の焼却などは、例外として野焼きを行うことができますが、焼却する場所や時間、風向きには配慮をお願いします。なお、タイヤや農薬を含む廃ビニール、プラスチック類は絶対に焼却してはいけません。

野焼きは、近隣住民の生活環境に支障を来さないことが求められます。住民から相談があった場合は、中

市ではSDGsの考え方を踏まえた環境保全に取り組んでいます。このコーナーでは、市民の皆さんの生活に身近な、ごみや動物、環境に関するお知らせします。

問い合わせ 市うみがめ課 ☎62・5019

